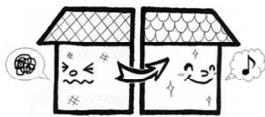




令和7年度 旭川市住宅改修補助金 御案内



住宅改修補助金
ホームページ



安心して長く住み続けられる住まいづくりを考えて、住宅の省エネルギー化や適切な維持のため改修を行う場合に、その費用の一部を補助します。

対象住宅 対象者

- ◆ 新築後15年以上経過した住宅であること
- ◆ 工事を行う住宅に申請者の住民登録があること
- ◆ 申請者が旭川市税を完納していること

- ※ 築15年以上や住民登録をした基準日については、申請日で判断いたします。
- ※ 平成27年度以降に本補助金を利用した場合や、今年度に本市の「住宅雪対策補助金」「地域材活用住宅建設補助金」を利用する場合は対象になりません。
- ※ 新築、空き家、別荘、公営住宅、高齢者施設、店舗・事務所等併用住宅等は対象外です。その他詳細はQ&Aを御確認ください。

対象工事

A 省エネルギー型 窓・玄関ドアの断熱化や省エネタイプの浴室・トイレへの改修
※対象工事費が税込30万円以上の工事から申込みできます。

B 維持保全型 屋根や外壁の改修
※対象工事費が税込100万円以上の工事から申込みできます。

詳細については「対象工事基準」を御確認ください。

- ※ 本制度は、市内に営業所等がある施工業者と工事請負契約することが条件になります。
- ※ 令和7年4月1日以降に契約する工事が対象です。（工事前の写真が必要です）

補助金額

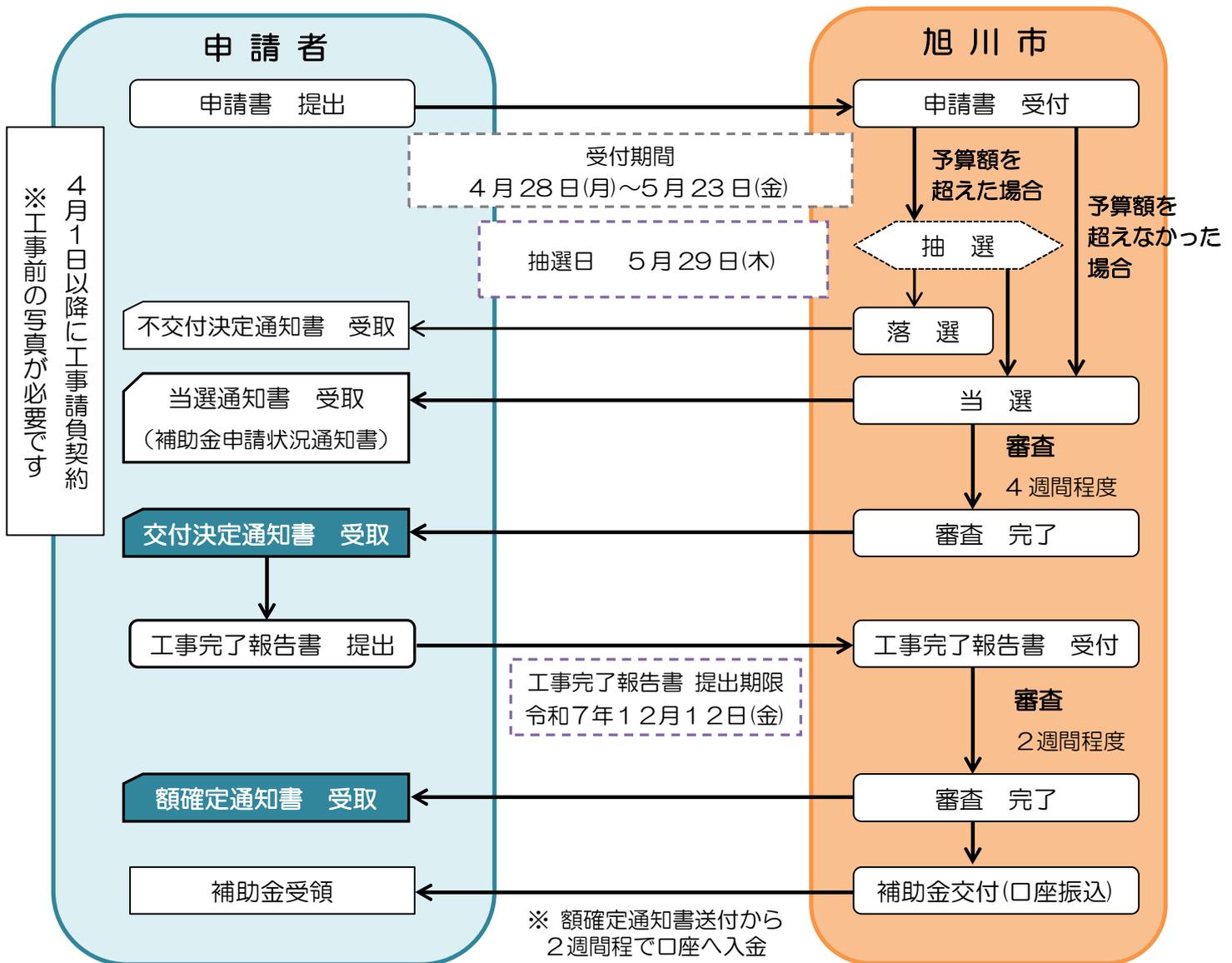
- A 省エネルギー型** 対象工事費の1/10 かつ 上限10万円（千円未満切捨）
B 維持保全型 一律5万円

受付期間 及び 募集予算額

- A 省エネルギー型** **B 維持保全型**
令和7年4月28日（月）～5月23日（金） 抽選：5月29日（木）
募集予算額 3,000万円
※ オンライン申請が可能です。
詳しくは9ページ《オンライン申請の利用方法》を御覧ください。
※ 郵送での申請は、受付期間内必着でお送りください。
※ 受付期間内に予算額を超えた場合は、抽選となります。
※ 受付期間内に予算額を超えなかった場合は、6月25日（水）まで先着順で受付します。

※ 次ページの「申請に当たっての注意事項」もお読みください ※

申請から補助金の支払までの手続の流れ



⚠️ 申請にあたっての注意事項 ⚠️

- 工事契約は4月1日以降に締結したものに限り、必ず工事前の写影を撮影してから工事を始めてください。
- 必要な書類のポイント・参考例(10～20ページ)を確認してください。
- 分譲マンションで工事を行う場合は、管理組合(理事長)の承諾を得てください。
- 申請受付後は書類を返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーをお取りください。
- 申請時や完了時の審査で、現地を確認する場合があります。
- 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。
- 工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続が必要になる場合があります。
- 建築基準法第6条第1項の規定により、工事前に確認申請が必要になる場合があります。判断が難しい場合は、事前に建築指導課 ☎(0166) 25-8597 へ御相談ください。
- ◆ バリアフリー、省エネ、長期優良住宅化工事などで、一定の要件を満たすリフォームを行った際、減税となる場合があります。詳しくは次の問合せ窓口を確認してください。
- ※ なお、リフォームの内容によっては税額が上がる場合もあります。
- 【お問合せ窓口】 所得税・贈与税について：税務署 固定資産税について：旭川市税務部資産税課
- ※ その他住宅を購入した場合は、登録免許税(法務局)や不動産取得税(北海道)もあります。



手続に必要な書類（補助金申請時、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類 ※申請方法については9ページを御確認ください。	
①補助金交付申請書	所定の用紙 12、13 ページ参照
②工事見積書	市内に営業所等を置く施工業者が作成した見積書 （主要な製品の品番を明記してください。） 14 ページ参照
③工事前写真（日付入り）	申請する全ての工事項目で工事前の状況がわかる写真 3か月以内に撮影した、L版相当以上の写真 ※維持保全型については、 カラー写真 が必要です。 15～17 ページ参照
④製品規格・仕様等の資料 ※省エネルギー型の場合	使用する製品の規格・仕様や性能が分かるカタログなどの写し 11 ページ参照
⑤工事の 平面図・ 間取り図等	※窓・ガラス・断熱 改修工事の場合 工事の箇所や内容・寸法等が分かる図面が必要です。 18 ページを確認してください。 ※玄関ドアや、浴室・トイレなど、改修箇所が限定されている工事は不要です。 ※屋根や外壁の塗装・張替のみの工事の場合は不要です。 18 ページ参照
⑥申請者の納税証明書 （市税の滞納のない証明）	市役所総合庁舎3階税制課窓口又は各支所で交付 （1部300円、提出する日から原則3か月以内のもの） 19、20 ページ参照

完了時に必要な書類 ※工事完了後、速やかに提出してください。提出期限：令和7年12月12日（金）	
①工事完了報告書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙
②完了写真（日付入り）	改修した全ての範囲がわかる写真 ※設置した製品本体等に印字等されている品番も撮影してください。 ※隠ぺい部分（断熱材など工事後に見えなくなる部分）がある場合は、 工事前や工事中の写真 も必要です。 ※維持保全型については、 カラー写真 が必要です。
③工事請負契約書等の写し	補助の要件を満たす契約日は令和7年4月1日以降になります ※申請者と契約者が異なる場合は、関係性を示す書類が必要です
④支払を証明する書類の写し	領収書や払込受領証などの写し ※支払が複数回の場合は、その全ての写しが必要です。
⑤補助金請求書	「補助金交付決定通知書」に同封する所定の用紙

※ 上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

※ 申請受付時、アンケートに御協力ください。

※ 各様式はホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報 > 旭川市住宅改修補助金

申請窓口・お問合せ先

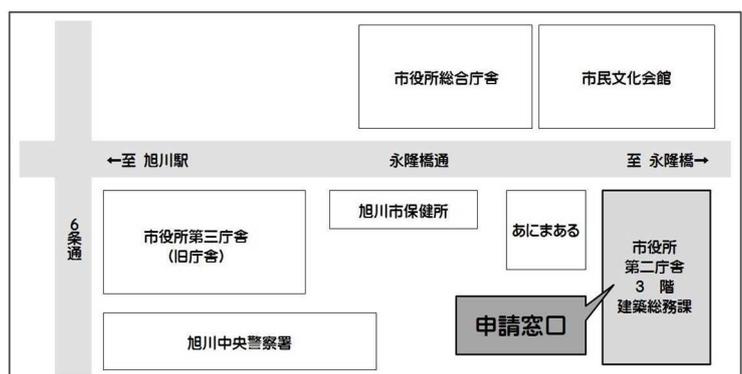
旭川市 建築部 建築総務課

☎ (0166) 25-9708

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階

Email: reform@city.asahikawa.lg.jp



対象工事基準

省エネルギー型 (改修後の性能が既存より向上するものに限る)	開口部の断熱改修工事 ※別表1、2参照
	1 内窓の新設 又は 交換 2 外窓の交換 3 ガラスの交換 4 玄関ドアの交換 <ul style="list-style-type: none"> ・外気に接する部分のみ対象 ・改修後に開口部の総合熱貫流率が、2.33W/m²K以下となるもの ・玄関ドアはK2仕様、D2仕様又はこれらと同等以上の性能を有するもの ※分譲マンションは専有部分、共同住宅は住居部分のみ対象
	浴室・トイレの改良
	5 高断熱浴槽を備えた浴室への改修 <ul style="list-style-type: none"> ・JIS A5532において保温性能が「高断熱」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有するもの（風呂フタを含み、4時間で2.5℃以下の低下） ※新たに設置するものは対象外
	6 節水型トイレへの改修 <ul style="list-style-type: none"> ・JIS A5207において大便器洗浄量が「Ⅱ型」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有するもの（大・小ともに6.5リットル以下） ※新たに設置するものは対象外 ※小便器の改修や取替は対象外 ※トイレの水洗化、浄化槽に関する工事は対象外
	外皮の断熱改修工事 ※別表3、4参照
	7 外壁、屋根、天井、床、基礎の断熱改修 <ul style="list-style-type: none"> ・外気に直接接する部分 又は 換気口等を通して間接的に外気に接する部分のみ対象 ・改修後の対象部位が、別表3に適合するもの ※一戸建住宅のみ対象

維持保全面型	屋根・外壁の改修
	1 屋根の塗装、張替、その他改修（防水改修、二重化等） 2 外壁の塗装、張替、その他改修（コーキング、モルタル補修等） <ul style="list-style-type: none"> ※ 一戸建住宅のみ対象 ※ 共同住宅は対象外

- ※ 過去10年以内（平成27年度から令和6年度まで）に住宅改修補助金や、住宅雪対策補助金、やさしさ住宅補助金を利用して工事を行った部分は対象外です。
- ※ 店舗等を併設している住宅は、対象になりません。
- ※ 製品保証費、家具移動手間賃などは対象外です。
- ※ 判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

別表1 内窓と外窓の組み合わせ

内窓	外窓
(なし)	等級がA又はBのもの
等級がGのもの	等級がAからDまでのもの
等級がFのもの	等級がAからFまでのもの
等級がEのもの	
等級がDのもの	(等級を問わない)
等級がCのもの	
等級がB又はAのもの	

別表2 窓の等級表

建具の仕様	ガラスの仕様	アルゴンガス等の封入	中空層の厚さ	等級
木製建具 又は 樹脂製建具	Low-E 3層複層ガラス	されている	6mm 以上	A
		されていない	9mm 以上	A
	Low-E 複層ガラス	されている	8mm 以上	B
			4~8mm	C
		されていない	10mm 以上	B
	5~10mm		C	
	複層ガラス	問わない	10mm 以上	C
6~10mm			D	
単板ガラス			G	
木と金属の複合材 料製建具 又は 樹脂と金属の複合 材料製建具	Low-E 複層ガラス	されている	8mm 以上	B
			4~8mm	D
		されていない	10mm 以上	B
			5~10mm	D
	複層ガラス	問わない	10mm 以上	D
		6~10mm	E	
金属製熱遮断構造 建具	Low-E 複層ガラス	されている	8mm 以上	C
			4~8mm	D
		されていない	10mm 以上	C
			6~10mm	D
	複層ガラス	問わない	10mm 以上	D
		6~10mm	E	
金属製建具	Low-E 複層ガラス	されている	8mm 以上	D
			4~8mm	E
		されていない	10mm 以上	D
			5~10mm	E
	複層ガラス	問わない	10mm 以上	E
			4~10mm	F
単板ガラス			G	

別表3 木造住宅+充填断熱工法における基準

		断熱材の必要厚さ[mm]				
		A	B	C	D	E
部位	屋根	225	265	300	330	345
	天井	195	230	260	285	300
	壁	115	135	150	165	175
	外気に直接接する床	180	210	235	260	275
	外気に間接的に接する床	115	135	150	165	175
	基礎	120	140	160	175	185

※その他の構造・断熱工法は別途お問い合わせ頂くか、ホームページで御確認ください。

別表4 断熱材の等級表

分類	仕様	等級
住宅用グラスウール	10K 以上	D
	16K 以上	C
	24K 以上	B
高性能グラスウール	16K 以上	B
	40K 以上	A
吹込み用グラスウール	13K 以上	E
	30K 以上	B
住宅用ロックウール	マット、フェルト、ボード	B
吹込み用ロックウール	25K 以上	D
	65K 以上	B
吹込み用セルローズファイバー	25K 以上	B

住宅に関する相談窓口の御案内（住まいるダイヤル）

「住まいるダイヤル」は国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。

住宅やリフォームに関する心配事や疑問などを相談することができます。

住まいるダイヤル ☎0570-016-100

（受付：10：00～17：00 土日、祝日、年末年始を除く）

ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話できます。

PHS や一部のIP 電話などでつながらない場合は03-3556-5147を御利用ください。

旭川市住宅改修補助金 Q&A

制度の利用に関すること

Q1	工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。
A1	令和7年4月1日以降に契約し、その後を開始した工事であれば対象になります。補助金の申請には工事前の写真が必要となります。
Q2	5年前に同制度による補助を受けていますが、再度申請できますか。
A2	できません。最後に利用されてから10年間は、同じ補助制度を申請することはできません。
Q3	他の補助制度や支給事業と併用できますか。
A3	同年度に、本市で実施している「住宅雪対策補助金」「地域材活用住宅建設補助金」と重複して利用することはできません。その他の補助制度については、対象となる工事を明確に区別できる場合は、併用できることがあります。
Q4	リフォームの減税制度（所得税や固定資産税の減税）と併用できますか。
A4	併用できます。所得税の減税についてはお住まいの地区を管轄する税務署、固定資産税の減税については旭川市資産税課にお問い合わせください。
Q5	指定の施工業者はありますか。また紹介してもらえますか。
A5	施工業者の指定や紹介は行っていません。
Q6	施工業者と工事請負契約を結ばない工事や、DIYで工事を行う場合は対象になりますか。
A6	対象になりません。施工業者と書面による工事請負契約を結ぶ工事のみ補助対象となります。申請者自らが施工する場合や売買契約、レンタル契約等による施工も対象になりません。
Q7	自分で設備機器を購入し、その取付けのみ施工業者に依頼する工事は対象になりますか。
A7	いわゆる施主支給や材工分離工事は、対象になりません。
Q8	「省エネルギー型」と「維持保全型」の両方に申請できますか。
A8	できません。どちらか一方をお選びください。
Q9	親の住んでいる住宅について、別居している子が工事請負契約してもいいですか。
A9	別居している子（3親等以内に限る）でも、住宅に居住している親に代わって請負契約することができます。※工事完了報告時に親子関係を示す書類を提出していただきます。

対象となる住宅に関すること

Q10	これから中古住宅を購入してリフォームをする場合は対象になりますか。
A10	対象になりません。本補助金は、（申請日時時点で）新築後15年以上経過した住宅に、現在住んでいることが条件になります。
Q11	建物の一部に店舗や事務所等を併設している住宅は対象になりますか。
A11	対象になりません。
Q12	分譲マンションの場合、全員の同意が必要ですか。
A12	分譲マンション専有部分で工事を行う場合は必ず管理組合（理事長）の承諾を得てください。また、他の居住者等の同意については、管理規約等を確認してください。
Q13	賃貸のアパート大家で自分が住んでいない部屋の改修する場合は対象になりますか？
A13	対象になりません。本補助金は、（申請日時時点で）新築後15年以上経過した住宅に、申請者がその部屋に現在住んでいることが条件になります。

Q14	二世帯住宅の屋根や外壁などの外装工事をする場合、対象になりますか。
A14	内部で往来が可能な二世帯住宅は一戸建住宅として扱い、対象になります。 内部で往来が出来ず建物が構造上分かれている場合、共同住宅として扱うので、外装工事は対象になりません。
Q15	車庫や物置に行う工事は対象になりますか。
A15	住宅と分かれている車庫や物置は対象になりません。 住宅と一体化していないベランダやウッドデッキ等も対象になりません。
Q16	共同住宅の外装工事や、共用廊下の窓改修工事等は対象になりますか。
A16	共同住宅の外装工事及び共用部分の工事は対象になりません。

対象となる工事に関すること

Q17	トイレやお風呂の増設や新設は対象になりますか。
A17	対象になりません。今お使いの機器から性能の良いものに交換するもののみ対象になります。
Q18	既存の断熱材を残して、新たに断熱材を加える場合は対象になりますか。
A18	既存の断熱材の分類等が判別できる場合は、その熱抵抗値に加えて、今回の改修工事で付加する断熱材の熱抵抗値を合わせた値が基準に適合する場合は、対象になります。 なお、既存の断熱材の熱抵抗値を求めるときは、その断熱材の分類の最低値で計算します。
Q19	既に旭川市が定める基準（熱貫流率 2.33W/m ² 以下）に適合している窓の改修は、対象になりますか。
A19	現状の窓より断熱性能を良くする場合は、対象になります。

申請の手続に関すること

Q20	見積書は補助金の補助対象と補助対象外とに分ける必要がありますか。
A20	必要ありません。ただし、工事の種類に補助対象工事と対象外工事が含まれる場合は、その内訳を明記してください。対象・対象外の判断が難しい場合は、お問い合わせください。
Q21	複数の施工業者に分けて発注する場合、申請時に添付する見積書はどうしたらよいですか。
A21	それぞれの見積書を全て添付し、申請書の「補助対象工事費」には全ての工事の総額を記入してください。
Q22	申請書類の提出は申請者本人が行わなければならないですか。
A22	申請書類の提出は原則申請者本人が行ってください。申請者本人による書類提出が困難な場合は、代理の方が書類を提出しても構いませんが、必ず申請者本人が全ての書類の内容を確認した上で、提出してください。
Q23	インターネットによるオンライン申請はできますか。
A23	可能です。9 ページ《オンライン申請の利用方法》を御覧ください。
Q24	申請者以外の口座に補助金を入金できますか？
A24	できません。

申請方法の御案内

■オンライン申請	申請書類の印刷や、書類の郵送や持参の手間が省け、簡単に申請することができます。速やかな審査のためにも、オンライン申請への御協力をお願いします。
■郵送申請	郵送申請は、受付期間内必着まで有効です。
■窓口申請	必要書類を全て揃えて、受付期間内に申請窓口まで持参してください。 開庁時間：平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 なお、各支所や地区センター等では申請できませんので御注意ください。

《 オンライン申請の利用方法 》

0. 事前準備

手続の際は、必要書類の PDF ファイルや画像ファイル等を添付する必要があります。
予め書類の画像ファイル等を準備の上、手続を行っていただくによりスムーズになります。

1. 右の二次元コードを読みとるか、ホームページから申請画面へアクセス

申請する補助制度名を必ず確認してください。
予定する工事がどの制度に該当するか判断が難しい場合は、お問い合わせください。
申請ホームページ：<https://logoform.jp/form/iLZf/884340>



オンライン申請

2. 必須項目を入力

文字や数字に誤りのないよう正確に入力してください。
また、質問に沿って選択項目も全てチェックしてください。必須項目が未入力の場合、手続が正常に行えません。質問事項は『補助金交付申請書』と同じ内容です。
不明な箇所がある場合は、12、13 ページ〈申請書 記載例〉を確認してください。

3. 見積書、写真、納税証明書等のファイルをアップロード

見積書、写真、納税証明書等を指定のファイル形式にしてアップロードしてください。
ファイル形式は、Word、Excel、PDF、JPEG、PNG のいずれかとしてください。（最大容量 5MB）
※提出データは、A4 サイズの用紙に印刷した場合に文字等が鮮明に確認できるようにしてください。

4. 仮番号の発行

「確認画面へ進む」から画面内の入力内容を確認後、誤りがなければ「送信」してください。
送信完了時に発行された「仮番号」は、オンライン申請上の仮の番号になります。
後日、正式な「受付番号」を郵送又は登録されたメールアドレスにお送りします。
抽選結果や、今後の手続で必要になる番号は「受付番号」になりますので御注意ください。
入力完了後、申請者アンケートにも御協力をお願いします。

5. 送信完了メールの受信

登録されたメールアドレスに送信完了メールが届きます。入力時のメールアドレスに誤りがある場合や、迷惑メール・Eメールの受信拒否等の設定状況によっては、Eメールが届かない場合があります。以下の送信元アドレスからの Eメールを受信できるように、ドメインの受信を設定してください。
差出人ドメイン：@logoform.jp



注意事項

- ・「入力内容を一時保存する」をクリックすることで、途中まで入力した内容を保存することが可能です。次回同じブラウザでアクセスした際に、再開することができます。
 - ・入力した内容は「入力内容を印刷する」等でお控えください。
 - ・申請者本人がメールアドレスを持っていないなど、本人による送信が困難な場合は、代理の方が送信しても構いませんが、必ず申請者本人が全ての書類の内容を確認した上で、送信してください。
 - ・一度申請した内容を変更したい場合や取り下げたい場合は、必ず御連絡ください。
 - ・内容の不備がある場合は、別途メールや電話にて連絡させていただきます。
 - ・受付期間締切間際の申請の場合、トラブル等による遅れには対応できかねます。早目の申請に御協力をお願いします。
- ◆ オンライン申請による質問等は、建築総務課（☎25-9708）までお問い合わせください。

必要な書類のポイント

該当する対象工事の項目を全てチェックし、必要書類を提出してください。

① 補助金交付申請書 ★記載例（12～13 ページ）を御確認ください。

共通	チェック項目
	<input type="checkbox"/> 消えないペン等で記入している（鉛筆・消えるボールペン不可） <input type="checkbox"/> 日中に連絡可能な連絡先を記入している <input type="checkbox"/> 申請内容を全て（添付書類を含む）確認している。

② 工事見積書 ★参考例（14 ページ）を御確認ください。

共通	チェック項目
	<input type="checkbox"/> 宛名、工事名、工事場所が合っている <input type="checkbox"/> 金額が合っている <input type="checkbox"/> 数量が全て一式ではない <input type="checkbox"/> 対象工事を明確に記入している

③ 工事前写真の注意事項

＜省エネルギー型＞ ★参考写真（15 ページ）を御確認ください。

共通	チェック項目
	<input type="checkbox"/> 撮影日がある（3 か月以内に撮影した写真） <input type="checkbox"/> 対象工事部分全ての写真がある
工事の種類	
窓・ガラス 共通	<input type="checkbox"/> 現状の窓の全景がわかる写真（カーテン等を開けて撮影）※逆光注意 <input type="checkbox"/> 現状のサッシとガラスの種類が確認できる <input type="checkbox"/> 内窓の 新設 ：設置予定箇所の外窓の写真（室内から撮影）※逆光注意 <input type="checkbox"/> 内窓の 交換 ：既存内窓の枠、現状のガラスの種類が確認できる ※複数ある場合は、写真の番号と見積・図面で整合がとれている
玄関ドアの交換	<input type="checkbox"/> 現状の玄関ドアの全景がわかる写真 ※ドアの素材、サイズが確認できる
高断熱浴槽を備えた浴室	<input type="checkbox"/> 現状の浴室の全景がわかる写真 ※改修する浴室であることを確認するため、脱衣所側からも撮影してください
節水型トイレ	<input type="checkbox"/> 現状のトイレ本体と室内の全景がわかる写真 <input type="checkbox"/> 床張り替え工事を伴う場合は、床面が写っている ※床にマットなどを敷いている場合は、無い状態で撮影する
断熱改修	<input type="checkbox"/> 改修する面（床・壁・天井）を室内側から撮影した写真

※玄関ドアや、浴室・トイレなど改修箇所が限定される工事の場合、図面は不要です。

<維持保全型> ★参考写真（16～17ページ）を御確認ください。

■現状写真の注意事項

共通		チェック項目
		<input type="checkbox"/> 撮影日がある（3か月以内に撮影された写真） <input type="checkbox"/> 対象工事部分全ての写真がある <input type="checkbox"/> カラー写真である
工事の種類		
外壁の改修		<input type="checkbox"/> 改修箇所全ての写真 ※全面改修の場合は建物4面の写真 <input type="checkbox"/> 同系色やクリア塗装などの場合は、 施工中の写真も必須
屋根の改修		<input type="checkbox"/> 改修する屋根面全ての写真 <input type="checkbox"/> （屋根の現状写真が未提出の場合は） 施工前の写真 <input type="checkbox"/> 同系色やクリア塗装などの場合は、 施工中の写真も必須

写真が不鮮明な場合や、対象部分が確認できない場合、追加の写真を求めたり、現地を確認することがあります。

④ 必要なカタログ等の種類 ★全てコピーしたものを提出してください。

工事の種類	
窓・ガラス 共通	<input type="checkbox"/> 製品カタログ（サッシの素材、ガラスの種別、熱貫流率）
玄関ドアの交換	<input type="checkbox"/> 製品カタログ（断熱性能：K2、D2等）
高断熱浴槽を備えた浴室	<input type="checkbox"/> 製品カタログ（高断熱浴槽＋断熱風呂フタ）
節水型トイレ	<input type="checkbox"/> 製品カタログ（洗浄水量）
断熱改修	<input type="checkbox"/> 性能がわかる書類（断熱材ランク、熱貫流率、熱抵抗値等）

⑤ 必要な図面の種類 ★詳しい内容は【図面の注意事項】（18ページ）を御確認ください。

工事の種類	
窓・ガラス 共通	<input type="checkbox"/> 平面図 or 間取り図：改修する窓の位置・寸法、複数の場合は番号
断熱改修	<input type="checkbox"/> 平面図 or 間取り図：改修する位置・範囲

※このほかにも、審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

〈 申請書 記載例 〉

誤りのないようはっきり正確に記入してください。
※鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

様式第1号

旭川市住宅改修補助金交付申請書

(兼申請者及び世帯員の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 令和 ○年○月○日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者 (工事の契約者)		
〒 070 - 0036	フリガナ アサヒカワ タロウ	年齢
住所 旭川市7条通9丁目48番地	氏名 旭川 太郎	66 歳
電話(携帯)番号 090 - 0000 - 0000	メールアドレス	@

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

日中に連絡可能な連絡先を記入してください。

ために他の助成制度の利用状況や申請に関する者の「住民票」、「暴力市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

今回の工事を行う事業者 (施工業者)	
〒 000 - 0000	事業者名 株式会社 ○○工務店
住所 旭川市○条通○丁目○番地	
担当者・連絡先 (担当) 担当者氏名	(電話番号) 090-0000-0000

<input checked="" type="checkbox"/> A: 省エネルギー型 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください	
窓・ドアの断熱改修	<input type="checkbox"/> 1 内窓の設置 (□新設 □交換) <input type="checkbox"/> 2 外窓の交換 <input type="checkbox"/> 3 ガラスの交換 <input type="checkbox"/> 4 玄関ドアの交換
浴室・トイレの改良	<input type="checkbox"/> 5 高断熱浴槽を備えた浴室への改修 <input checked="" type="checkbox"/> 6 節水型トイレへの改修
外皮の断熱改修	<input type="checkbox"/> 7 外皮の断熱改修 (□外壁 □屋根 □天井 □床 □基礎)

<input type="checkbox"/> B: 維持保全型 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください	
屋根・外壁の改修	<input type="checkbox"/> 1 屋根 (□塗装 □張替その他) <input type="checkbox"/> 2 外壁 (□塗装 □張替その他)

補助申請額 ※税込み	区分	金額	※審査欄
	補助対象工事費 ※A: 30万円以上 ※B: 100万円以上		386,500 円
補助申請額 ※A: 対象工事費×1/10 (上限10万円) ※B: 一律5万円		38,000 円 <small>※千円未満切捨</small>	円
	※備考欄		受付番号

申請する工事の該当箇所✓をつけてください。

どちらか一方をお選びください

【補助申請額】省エネルギー型
補助対象工事費の1/10(千円未満切捨)かつ 上限10万円
※補助対象工事費の算定が難しい場合は、記入前に御相談ください。

◆対象工事費の計算例
例: 補助対象工事費が386,500円の場合
386,500×1/10=38,650円(千円未満切捨)
補助申請額は38,000円になります。

工事予定期間の日付は、**現段階での目安**で構いません。

※おおよその場合は以下のように記載してください。

上旬→1日、中旬→15日、下旬→30日

すべての確認事項に**✓**をつけてください。

未記入の欄があると、申請を受け付けられない場合があります。

築15年未満の住宅は本補助金を利用できません。

工事予定期間	令和 7 年 8 月 22 日 ~ 令和 7 年 8 月 31 日				
住宅について	築年数	築 20 年	居住年数	20 年	建て方
					<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 共同建
確認事項	現在、工事を行う住宅に住民登録がありますか。				<input checked="" type="checkbox"/> はい
	住宅に事務所や店舗などは併設されていますか。				<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	工事を行う住宅及び土地を全て所有していますか。 所有していない場合は工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。				<input checked="" type="checkbox"/> はい
	平成 27 年度以降に「旭川市住宅改修補助金」を利用したことがありますか。				<input checked="" type="checkbox"/> ない
	今年度に「旭川市住宅雪対策補助金」「旭川市地域材活用住宅建設補助金」を利用しますか。				<input checked="" type="checkbox"/> しない
	国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 □する (助成制度等の名称) (工事内容)				<input checked="" type="checkbox"/> しない

本補助金以外に利用する助成制度がある場合のみ、記載してください。

本補助金で申請する工事と、国等の他の補助制度で対象とする工事内容や、請負契約及び工期が別である必要があります。また、申請後に他の補助制度を利用することになった場合も、必ず報告してください。

の交付は受け
消すことや補

申請書、添付した関係書類の内容を確認していますか。

はい

〈 工事見積書 参考例 〉

御 見 積 書

作成日：令和〇年〇〇月〇〇日

旭川 太郎 様

見積書の宛名、工事名、工事場所に誤りのないよう記載してください。

下記の通り御見積いたしました。

株式会社 ○○○○工務店

代表取締役 ○○ ○○

旭川市○条通○丁目○番地

電話 0166-○○-○○○○

御見積金額 **¥386,500** (税込)

工事名 : 旭川太郎様邸 1階トイレ交換工事

工事場所 : 旭川市7条通9丁目48番地

見積有効期限： 3か月以内

工事項目	数量	単位	単価	金額
1. 1階トイレ改修工事				
節水Ⅱ型トイレ 便器本体	1	台	□□□	****
トイレ取付費	1	ヶ所	□□□	****
配管工事費	1	ヶ所	□□□	****
処分費	1	式	□□□	****
内装工事 (床：クッションフロア張替)	1	m ²	□□□	****
養生・片付け費	1	式	□□□	****
			計	****
		小 計		321,080
		諸経費		32,108
		合 計		353,188
		値引き		▲ 1,824
		再 計		351,364
		消費税		35,136
		総合計		386,500

【見積書の注意事項】

- 見積書の内容で不明な点がある場合は、再提出していただく場合がありますので御注意ください。
例：金額の計算が合わない
数量が全て一式である
対象工事部分が不明確である 等
 - 複数の工事がある場合は、必ず工種項目ごとに金額を計上してください。
- ※製品保証料、家具移動手間賃等は対象外です。

申請書の「補助対象工事費」に記入する金額になります。
※補助金の対象・対象外の判断が難しい場合、申請書には**総工事費**を記入してください。

〈 工事前写真 参考例 〉

写真はL版（89×127mm）相当以上のサイズに印刷したもので構いません。
様式は任意です。参考例の写真台紙はホームページからダウンロードできます。

番号	①	撮影日	2025. 5. 1	備考	〈工事前写真〉居間の外窓を断熱性の高いものに取り替える
----	---	-----	------------	----	-----------------------------

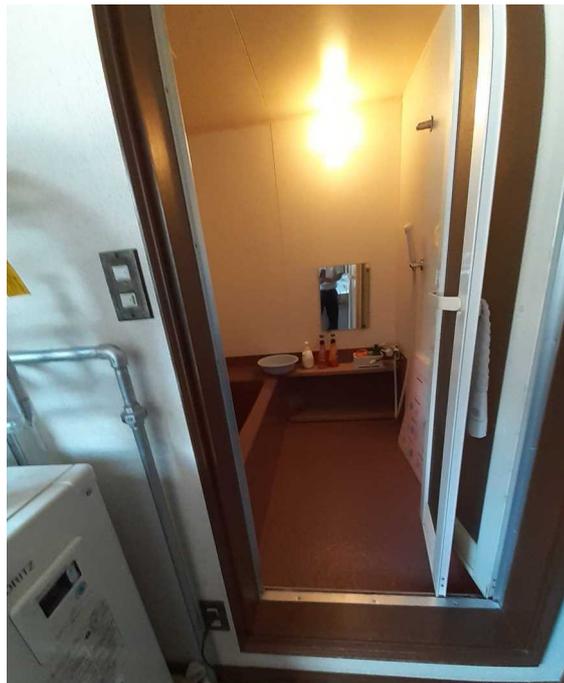
図面と写真に同一番号を振るなどして、改修箇所が明瞭に分かるようにしてください。

「内窓の新設や交換」の工事を行う場合は、室内側からカーテンを開けて写してください。



「二重窓」の場合で、既存の窓との組み合わせで工事基準を満たす場合は、内窓・外窓両方の写真が必要です。

番号	②	撮影日	2025. 5. 1	備考	〈工事前写真〉高断熱浴槽を備えた浴室へ改修
----	---	-----	------------	----	-----------------------



「高断熱浴槽」や「節水型トイレ」へ改修する場合は、申請した住宅と同じであることが確認できるように、工事前・完了時共に広角又は複数方向から撮影してください。

写真に日付が入らない場合、撮影日を記入してください。
原則3か月以内に写した写真を使用してください。

番号	①	撮影日	2025. 6. 1	備考	〈工事前写真〉 外壁貼り替え(正面・左面)
----	---	-----	------------	----	--------------------------



改修する全ての範囲が分かるように写してください。
「外壁の全面改修工事」は、外壁全面(4面)を写してください。

番号	②	撮影日	2025. 6. 1	備考	〈工事前写真〉 外壁貼り替え(左面・裏面)
----	---	-----	------------	----	--------------------------



敷地が狭く壁面全体を写しにくい場合でも、斜めから複数方向で撮影するなど、できるだけ工事する部分が写り込むようにしてください。

番号	③	撮影日	2025. 6. 1	備考	〈工事前写真〉屋根塗装
----	---	-----	------------	----	-------------

「屋根の改修工事」は、危険のない範囲で屋根の上から写してください。屋根の上からの撮影が困難な場合は、外壁（4面）の写真を提出してください。

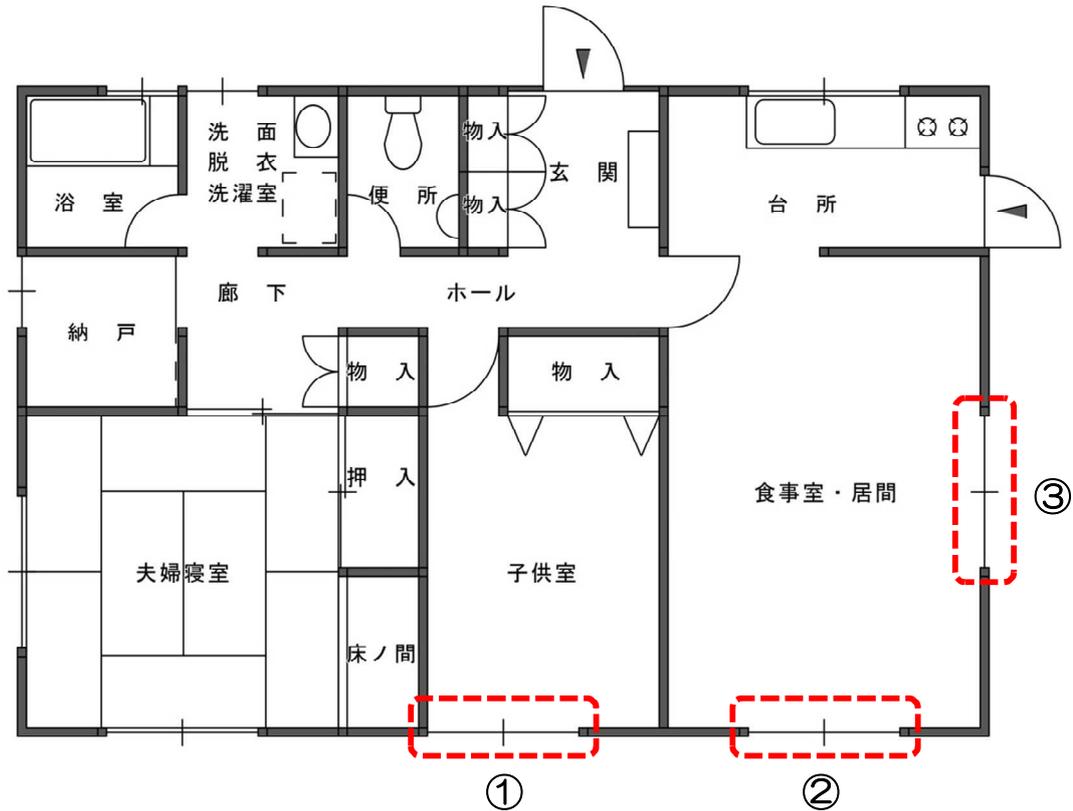


※注意：「屋根の改修工事」で屋根面の現状写真が撮影できなかった場合、工事完了報告時には必ず着工前の写真が必要となりますので、忘れずに工事開始前に撮影しておいてください。

「塗装・張替え工事（屋根・壁共）」の場合、既存の色と同系色の塗装や、クリア塗装の場合は、施工中の写真も必ず撮影してください。

〈 改修図面 記載例 〉

※外窓の交換工事の場合



写真番号 ①
 〈現状〉
 W1600×H1100
 外窓：アルミサッシ+単板ガラス
 内窓：アルミサッシ+単板ガラス
 ↓
 〈改修後〉
 W1600×H1100
 外窓：樹脂サッシ+LowE 複層ガラス
 内窓：現状のまま

写真番号 ②
 〈現状〉
 W1600×H2100
 外窓：アルミサッシ+単板ガラス
 内窓：アルミサッシ+単板ガラス
 ↓
 〈改修後〉
 W1600×H2100
 外窓：樹脂サッシ+LowE 複層ガラス
 内窓：現状のまま

写真番号 ③
 〈現状〉
 W1600×H1100
 外窓：アルミサッシ+単板ガラス
 内窓：アルミサッシ+単板ガラス
 ↓
 〈改修後〉
 W1600×H1100
 外窓：樹脂サッシ+LowE 複層ガラス
 内窓：現状のまま

【図面の注意事項】

工事の種類	記載が必要な事項
窓・ガラス 共通	<ul style="list-style-type: none"> 対象の窓の場所を図示（複数の場合は番号※写真と整合させる） 現状と改修後の窓の寸法、サッシの種類（素材）、ガラスの種類（厚さ）等
断熱改修	<ul style="list-style-type: none"> 対象部分と範囲を図示 使用する材料（断熱材）が複数の場合、その種類と性能・厚さを記載

* 玄関ドアや、浴室・トイレなど、改修箇所が限定される工事は不要です。

* 改修する箇所が複数階ある場合は、各階の図面を提出してください。

※そのほか改修の内容が複雑な場合、図面の提出を求められることがあります。

納税証明書（市税の滞納のない証明）について

- 納税証明書（市税の滞納のない証明）は、旭川市内に住民登録があるか、旭川市税の納税義務者となっている方であれば発行されます。
- 市税を納付してから2週間以内の場合は、領収書や記帳済の通帳など納付の確認ができる書類を証明書交付窓口に持参してください。納期限が過ぎていて納付が確認できない場合は交付されません。税目ごとに納期限が異なりますので御注意ください。
- 証明書請求の際には、窓口に来られる方の本人確認ができる書類が必要となります。また、補助金の申請者以外の方が証明書を請求する際は、委任状が必要となりますので20ページを確認してください。詳しくは、税務部税制課諸税係 ☎25-5604（直通）にお問い合わせください。
- ◆ 納税証明書は、税制課諸税係（総合庁舎3F）のほか、各支所や東部まちづくりセンターで取得できます。

※証明書交付窓口で『市税の滞納のない証明』とお伝えください。

納税証明書イメージ

納 税 証 明 書

納税義務者	住 所 (所在地)	旭川市7条通9丁目48番地
	フリガナ	アサヒカワ タロウ
	氏 名 (名称)	旭川 太郎
	生年月日 (個人のみ記入)	明・大(昭)・平・令 34年 3月 18日

使用目的	旭川市住宅改修補助金 利用のため
------	------------------

上記目的に使用するため、貴社(方)に係る市税[※]の滞納のないことを証明する。 ※軽自動車税環境性能割を除く。

第 号 令 和 年 月 日

旭川市長 今 津 寛 介

使用目的は
「旭川市住宅改修補助金 利用のため」
としてください。

〈 納税証明書の委任状 記載例 〉

本人以外の方が納税証明書を請求する際には、委任状が必要です。

委 任 状

受任者（窓口に来られる人）

住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

受任者欄：

窓口に来られる方の必要事項を記入し、本人確認ができるものをお持ちください。

私は、上記の者を代理人に選任し、次の証明書等の交付請求・受領に関する事項を委任します。

証明書等の種類

必要な証明書の名称	課税年度	通数
納税証明書(市税の滞納のない証明)		1

使用目的	旭川市住宅改修補助金 利用のため
------	------------------

委任者（頼む人）

令和 年 月 日

住 所	
フリガナ	
氏 名	Ⓜ
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

委任者欄：

証明書が必要な方（納税義務者）の必要事項を記入、押印してください。

- 注意
- 1 この委任状は、必ず委任者本人が記載し、押印してください。
 - 2 窓口に来られる方は、運転免許証等本人確認できるものを持参してください。
 - 3 スタンプ式の印鑑は使用しないでください。